

# エネルギー及び重要物資の安定供給確保 及び海上輸送途絶対策に向けた緊急提言（第二弾） ～ 国民生活と経済を守りぬく ～

令和8年4月24日

自由民主党 政務調査会  
イラン情勢に関する関係合同会議

## 1. 基本認識

2月末の米国・イスラエルによるイラン攻撃後、双方の攻撃の応酬が継続し、事態は長期化する様相を呈している。4月11日から12日にかけて、パキスタン・イスラマバードで米・イラン間の交渉が開催されたものの、合意には至らなかった。その後、4月17日、アラグチ・イラン外相が、ホルムズ海峡を通過する全ての商船の航行は、停戦期間の残りの間、完全に開放されると発表したが、トランプ大統領は、対イラン海上封鎖は継続すると主張するなど、予断を許さない状況である。ホルムズ海峡経由で原油の93%を、ナフサの約4割を依存している我が国にとって、ホルムズ海峡の事実上の閉鎖による原油等の供給の停滞の影響は極めて甚大である。この間、官民挙げて、原油についてはホルムズ海峡経由ではないルートの開通に注力し、5月には前年実績比で過半の代替開通が可能となる見込みであるが、事態発生前の供給量には届いていない。

こうしたなかで、後述する業界団体からの声に限らず、生活、経済の現場からは、政府からの燃料油・石油製品の供給が総量では足りているという説明と、現場での燃料・物資の目詰まりには大きなギャップがあるとの声が上がってきている。例えば、建築用資材の一つが欠けても、生活者にとってはマイホームのリフォームに不安がある、建設業者にとっては資材仕入れの見通しが立たず来月の営業にさえ不安を覚えるとの声。航空機燃料の価格高騰や安定確保の不安は、地方や離島の生活や経済活動の不安だけでなく、将来のネットワーク維持への懸念にさえつながるとの声。こうしたギャップがあることを真摯に受け止め、現在政府が全力で取り組んでいる石油等の代替開通先の確保、石油備蓄の機動的な活用、重要物資の目詰まりの解消などの方策を加速すること、また、情報の積極的な開示やリスクコミュニケーションを実施することの重要性を認識し、そのうえで、現に生活や事業継続に大きな不安を抱えている国民や事業者に寄り添って対応を図っていかねばならない。

まずもって、ペルシャ湾内に取り残された日本関係船舶及び乗組員の安全確保に万全を期さねばならない。

ホルムズ海峡は世界の物流の要衝であり、そして国際公財である。原油等の安定供給確保の上で最も重要なことは、停戦が維持され、ホルムズ海峡の航行の安全確保を含む、事態の沈静化が実際に図られることであり、米イラン間の協議が再開され、最終的な合意に至るよう、我が国としても仲介国を含む関係国と緊密に連携し、こうした動きをしっかりと後押ししていく必要がある。また、ホルムズ海峡に大きく依存している我が国は、イランをはじめとする関係国に対して、日本関係船舶の一日も早いホルムズ海峡通過を強く働きかけ、独自の外交努力を最大限行う必要がある。この点、自民党としても、必要な議員外交を展開していく。

事態の鎮静化が図られるまでの間は、原油・ナフサの確保量を2月末に始まった攻撃の応酬の以前の状態に、早急に近づけるべくあらゆる手段を講じていく必要がある。事態の鎮静化の後、すなわち海上封鎖が解除された後に、ホルムズ海峡が実際に原油等が供給される量が元に戻るまでの期間を最大限短縮できるよう、必要な措置を検討しておく必要がある。また、我が国による事態解決に向けた貢献をさらに具体化していく必要があり、正式停戦成立後もホルムズ海峡の自由航行に障害がある場合などには、掃海艇等の派遣を検討すべきである。

イラン情勢に関する関係合同会議においては、本年3月12日、(1) 今回のイラン情勢の緊迫化・長期化が国民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小限に抑え、国民生活を守り抜くため、「量」と「価格」の両面において緊急に取り組むべきこと、(2) 現下の情勢に限らず、これを契機として今後想定される様々な有事を起因とする海上輸送途絶対策について、経済安全保障の観点から時間軸を持って包括的に整理しておくべきことの2点につき、政府に対して提言を行った。

その後、政府においては、原油等の代替供給ルートの確保、石油備蓄の放出、石油製品等の目詰まりの解消等、精力的な取組を進めているが、他方、事業者等からは、石油製品、石油化学製品の供給不足の懸念の声が大きくなってきた。こうしたことを受け、イラン情勢に関する関係合同会議において、医療機器業界、農林漁業、物流・旅客などのインフラ業界、石油業界、石油化学品業界の計15団体から、実態と懸念の声、政府への要望を詳細に伺った。その中では、政府からの、燃料油・石油製品の供給が総量では足りているという説明と、現場での目詰まりにギャップがあるとの声や、トラック燃料や航空機燃料の安定供給や価格抑制等なくして輸送ネットワークの維持は確保できないといった切実な声とともに、(1) 激変緩和措置など燃油の適正な価格維持に向けた国の支援、(2) 燃油・石油関連製品の早期・安定的な供給確保、(3) 荷主等への適正な価格転嫁に向けた政府からの指導等について、数多くの要望が寄せられた。

以上の基本認識及び業界団体からのヒアリングに基づき、イラン情勢に関する合同会議として、政府に対して以下の通り、国民生活と経済を守りぬくために必要な対応策を提言する。

## 2. 足下で緊急に取り組むべき事項（短期的課題）

（「量」に関する対策）

### （1）石油やLNG等に関する代替調達先・代替ルートの確保

#### ○石油

原油については、ホルムズ海峡を通らないルートでの代替供給に最大限注力した結果、前年比で4月は2割超、5月は過半の代替調達が見込まれていることは評価できる。すでに、国家備蓄の放出量を抑制しつつ、年を越えて石油の供給を確保する目途が立っているが、供給可能な期間を更に延長していく観点から、6月以降についても代替調達率の一層の向上を図るべく、官民挙げて産油国への働きかけを強めるとともに、中東、米国はもちろんのこと、中央アジア、中南米、アフリカからの輸入を含め、供給源や供給ルートの多角化を図ること。また、わが国への安定的な供給を確保するため、パイプライン敷設など産油国へのインフラ支援を含めた協力を進めること。さらに、代替調達の進展状況について、可能な限り具体的なデータに基づき、適切に情報発信を行うことを通じ、国民や産業界にとっての将来の予見性を確保すること。

#### ○LNG

LNGについては、ホルムズ海峡を経由する輸入が我が国輸入量全体の6%程度であり、他地域からの供給の増加やスポット市場からの調達が進展した結果、当面、電力・天然ガスの安定供給に支障を生ずる状況にはないと考えられるが、事態が長期化・深刻化するリスクに備え、引き続き、こうした代替調達に官民連携して取り組むこと。また、今月16日に営業運転を開始した東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号機を含め、再稼働済みの原子力発電所を最大限活用するとともに、旧式の石炭火力発電所の活用を通じて、LNG利用の抑制を図ること。

#### ○ナフサ

中東以外からの代替調達が倍増したことは評価できる。国内精製ナフサに関しては従来どおりの供給を継続するとともに、既に2倍となっている非中東からの輸入を含め、代替調達を更に進めること。また、ナフサ由来の川中の中間製品や製品レベルでの輸入による調達を加速すること。

## (2) 石油備蓄の機動的な活用

- 3月15日より民間備蓄の放出（15日分）が開始され、3月26日より第1弾の国家石油備蓄の放出（約30日分）、さらには産油国共同備蓄の放出（約6日分）が現場レベルで着実に実行されている。
- 今般、政府が決定した第2弾の国家石油備蓄の放出（約20日分）に当たっても、備蓄基地を運営・管理するJOGMECや石油元売りとの間で緊密に連携しつつ、適切なタイミングで放出を行うことで、石油の安定的な供給を確保すること。第2弾の放出量は、5月の代替調達率が4割に低下した場合にも安定供給を確保できる水準であることから、代替調達が1割弱に進展した場合には、一部の放出タイミングの調整を含め、機動的に対応すること。
- 今後とも、代替調達の進展を踏まえて放出量を抑えつつも、必要があれば自らの備蓄放出を躊躇なく実施することも含め、情勢の変化に応じて機動的な対応ができるよう万全の体制を維持するとともに、備蓄水準に関するタイムリーな情報提供を継続すること。

## （「目詰まり」対策）

## (3) 重要物資の安定供給確保

- 事業者からの情報を受け止める体制の整備やサプライチェーン調査により物資の目詰まりを特定し、その解消に向けた取組を徹底的に行うこと。シンナーや潤滑油、ユニットバスのような、個別の目詰まりの特定・解消作業で得られた知見を最大限に活用しつつ、効率的に他の物資に横展開し、新たな重要物資の目詰まりが出てきた場合にも迅速に解消すること。
- 燃料油については、卸を経由しない「元売り事業者からの直接販売」がスタートしているところ、目詰まり解消が迅速に求められる場合には、既存の商流にも配慮しつつ、重要施設に対する直接販売を機動的に適用して、経済や国民生活への影響を抑えること。
- 特に、国民の生命に関わる医療用物資、食料安全保障に関わる農漁業用物資や国民生活・経済活動全体に関わる輸送などのインフラ分野の物資、生活の基盤である住宅分野の物資等において、徹底した対応を進めること。
- 海外から輸入している重要な物資については、「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ」、通称「POWER ASIA」も活用したアジアサプライチェーン確保を進めること。海外から輸入ルート維持、第三国からの輸入ルートの活用、国内の既存製造拠点での増産等を追求しつつ、国内製造拠点を新たに確保すべき物資がないか、経済安保推進法に基づく特定重要物資の指定も見据えた検討を行うこと。

(4) 情報の積極的な開示とリスクコミュニケーション

- 政府からの、燃料油・石油製品の供給が総量では足りているという説明と、現場での目詰まりにギャップがあるとの声を真摯に受け止め、現場の事業者等や国民に安心感を与え、事業者が通常より多く買いだめしたり、販売抑制したりすることがないように、政府が業界団体に必要な指導・要請を行うとともに、国民の不安に真摯に寄り添い、可能な限り具体的なデータに基づき、適切なメッセージを丁寧かつ積極的に発信すること。

(「価格」に対する対策)

(5) 国際石油市場の安定化に向けた緊密な国際連携

- 国際的な原油市場・石油製品市場の安定化に向けて、必要なタイミングでの追加の国際協調での備蓄放出も含め、あらゆる選択肢を迅速にとれるよう、引き続き、G7やIEAと緊密に連携すること。
- また、原油や石油製品の確保に向けて、中東や米国はもちろん、中央アジアやアフリカなど広く産油国との連携を強化すること。
- 更に、重要物資のサプライチェーンを共有するアジアにおける燃料不足が我が国の国民生活にも大きな影響を及ぼすことを踏まえ、その解消に向けて政府及びJBIC・NEXIなど政府系金融機関が、4月15日のAZEC+オンライン首脳会合で高市総理が発表した「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ」、通称「POWER R ASIA」について、早急に実行に移すこと。

(6) 国際的な金融市場に対する政府からの発信

- 原油市場のみならず、国際金融市場の安定化に向けて、G7や関係国際機関とも連携しつつ、政府として、適時適切に効果的な発信を行うこと。

(7) ガソリン、電気・ガス、運賃等の価格高騰対策

- 3月19日より、ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料の緊急的な激変緩和措置が開始され、ガソリンについて、全国平均でリッター170円程度に価格抑制が行われている。ただし、航空機燃料については、ガソリン相場を大きく超える価格上昇が起きており、現行の激変緩和措置（※ガソリンへの補助額の4割）をもってしてもなお、燃油サーチャージや運賃の引上げが避けられない状況が続いていることから、この状況が継続

した場合には、離島、地方を含め、人流・物流への深刻な影響が懸念される。原油価格高騰が継続する場合にも切れ目なく安定的な支援を行うため、令和7年度予備費の活用を通じ、1兆円超の基金規模が確保されているところ。引き続き、電気・ガス、運賃等の価格高騰を含む国民生活や、地方の足となる公共交通機関、経済活動への影響を可能な限り抑制するよう、中東の状況や支援策の持続可能性を勘案しつつ、政府として柔軟に対応すること。

#### （「中小企業等」に関する対応）

#### （8）中小企業等に対する支援等

- 中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえ、中小企業・小規模事業者等が適切にコスト増を価格に転嫁できるよう、関係業界団体に対してサプライチェーン全体での取引適正化を徹底し、公正取引委員会においては関係省庁と連携して取適法及び独占禁止法を厳正に運用していくこと。官公需においても、各省庁や地方自治体に対して、契約の途中で、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応する旨の要請を行っているが、引き続き、政府・地方自治体が中小企業・小規模事業者等に対して、しわ寄せをすることのないよう取り組むこと。
- 影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰りや経営の悪化に適切に対応するべく、全国の政府系金融機関等に設置された特別相談窓口においてきめ細やかな対応を行うこと。日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付等を適切に活用し、中東情勢の影響や原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける中小企業・小規模事業者・農林漁業者の資金繰りや経営の安定化に向けて必要な支援を行うこと。
- 医療機関については、（独）福祉医療機構による、物価高騰の影響を受けた施設等に対する貸付等を柔軟かつ適切に活用すること。また、遠洋漁業については、外地・洋上補給の原油価格が高騰する中で経営を継続できるよう、支援等について検討を行うこと。

### 3. 今後、中長期にわたり制度的措置も含めて対応すべき事項（中長期的課題）

#### （1）燃料供給の強靱化と非化石電源の最大限活用

- 原油については、今回の中東有事により、石油製品の輸入に頼らず、国内に原油の精製能力を保有する重要性が再確認された。こうした中、今後、原油の調達先を多様化して

いくためには、中東原油の処理に相当程度特化している我が国の石油精製設備の改修が必要になると考えられるところ、戦略的に設備改修投資を行いながら、我が国の石油精製業の競争力強化を通じて中長期的に稼働率の向上を図っていくこと。

- バイオ燃料や合成燃料については、中東以外の地域から広く入手が可能であり、原油調達に関するリスクの低減につながり、エネルギーの安定供給に寄与することから、ガソリンへのバイオエタノール導入（E10・20）、国産の持続可能な航空燃料（SAF）のさらなる導入、合成燃料の商用化などに向けた取り組みを加速すること。
  - LNGは極低温での輸送・貯蔵が必要となり、定置での貯蔵には高価な運営コストと資本コストが必要となることを踏まえ、積極的な権益確保や、余剰LNG長期契約の確保、LNG安定供給に必要な国際協力体制構築等により、供給源の多角化と緊急時における代替調達力の向上に必要な検討を行うとともに、地域間や事業者間での連携が円滑に行われるような体制整備を行うこと。
  - 石炭については、中東に依存しておらず、LNGに比べれば貯蔵性が高いので、エネルギーの安定供給に万全を期す観点から、サプライチェーンを含めて幅広くリスクを織り込み、必要な在庫の積み増しや備蓄の在り方を含めた効果的な燃料確保の在り方、高効率石炭火力やアンモニア混焼、CCSなどの石炭火力の更なる活用について検討すること。
  - 今回の事態の教訓も踏まえ、特定の調達ルートへの途絶リスクも想定し、国内の石油・天然ガス等の資源の活用も含めた、さらなる調達先の多角化やエネルギー供給源の分散化などに向けて、エネルギー安定供給の確保の観点からの政策を推進すること。
  - エネルギー自給率の向上、化石燃料への過度な依存からの脱却を図るため、安全性の確保を大前提とした原子力の活用、ペロブスカイト太陽電池、洋上風力や地熱発電をはじめとする国産エネルギーの導入拡大など、エネルギー安全保障に寄与する非化石電源の最大限活用に向けた取組を一層推進すること。
  - 重要物資のサプライチェーンを共有するアジアにおける燃料不足が我が国の国民生活にも大きな影響を及ぼすことを踏まえ、「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ」、通称「POWER ASIA」に基づき、アジアにおける備蓄制度の構築支援などのエネルギー供給体制の強化や、LNGやバイオ燃料、次世代太陽光、原子力等のエネルギー源多様化について、わが国がリードして取り組むこと。
- (2) ナフサなどの安定供給の検討・強化
- ナフサについては、現在、石油化学メーカーは備蓄を行っていないところ。安定供給に

万全を期す観点から、必要な民間在庫を確保することで、ナフサ不足による経済への悪影響を避けること。また、ナフサ由来のプラスチック製品についても再資源化を進めるなど、サーキュラーエコノミーの実現を推進すること。

(3) 海上保険に対する政府再保険等の仕組みの検討

- 現在の不安定な国際情勢では、事態のさらなる悪化・深刻化や、紛争当事国に対する制裁などにより、海上保険に対する欧州の民間保険会社による再保険が付保されなくなる、又は保険料が高騰し海上輸送が成り立たなくなるといった脆弱性を明らかにしつつある。このような再保険の仕組みは、代替供給を進める際にも、海上輸送を不安定化させるリスクを内包している。このため、2012年のイラン特措法を参考にしつつ、原油に限らないLNGなど様々な物資・製品の海上輸送を可能とする政府再保険等の仕組みも含め、第三者賠償に対する保険のみならず、船舶保険や貨物保険も含め、重要物資の代替調達の実施に当たって保険の確保が支障とならないよう早急に検討し、必要な対応を講ずること。

(4) 海上輸送途絶により国民生活・経済活動を止めうる物資の特定・対策の検討

- LNGや食料のみならず、医薬品や消耗品など、特定国に依存していて、海上輸送途絶の長期化により、国民生活や経済活動が止まりうる物資を特定し、備蓄や国内生産、代替調達先の開拓など、必要な対策を早急に講ずること。

(5) 安定航路の確立に向けた国際連携

- 政府は、早期にホルムズ海峡の自由で安全な航行を確保できるよう、より一層外交的取組を強化するとともに、ペルシャ湾内に取り残されている日本関係船舶については、水・食料・燃料の確保状況や船員の健康状態をきめ細やかに把握して対応するなど船舶・船員の安全確保に万全を期すこと。
- 政府は、今回のような有事における海上輸送の安定航路の確立に向けて、関係国や国際機関と連携して取り組むこと。

(6) 平時からの海運事業等とのコミュニケーション強化

- 海上輸送途絶の長期化を見据え、政府は、海運にかかわる事業者や船員組合の方々と緊急時に機動的な対応がとれるよう、平時からのコミュニケーションを密にすること。

(7) 重要物資等の安定供給確保に向けた構造的課題と取組

- 今回のような緊急事態が生じた際に、国民生活の安定や国民経済の円滑な運営の確保を目的に、国民生活との関係性が高い物資及び役務などの供給等について、現行法や制度において可能な対策について点検を行うべきである。その際、有事を含むリスクシナリオに基づいたリスク分析を行い、どのような事態でどのような措置が必要なのか比例性と必要性の観点で整理をし、予見性と柔軟性を確保した運営が行える観点から、点検を

行う必要がある。

- その上で、現行法等において、対応できない事項がある場合には、国が積極的に民間事業者に関与できる仕組みについて、法的整備も含め検討を行うべきである。

(8) 我が国による事態解決に向けた貢献のさらなる具体化

- シーレーンの安定的利用を確保するため、海賊対処や日本関係船舶の安全確保に必要な取組を行うべきである。また、正式停戦成立後もホルムズ海峡の自由航行に障害がある場合などには、掃海艇等の派遣などの必要な取組を検討すべきである。